



社会生活基本調査

石田 賢示

(東京大学准教授)

1 生活時間という視点の重要性

われわれは、「何もしない」ことも含めて何かの活動をしながら1日24時間を過ごしている。誰にとっても1日が平等に24時間であるという想定のもとでは、生活時間そのものを長い、短いと評価することには意味がない。そのため、生活時間とはほとんどタイム・ユース（時間の使い方）のことを指しているといえる。

では、タイム・ユースとは何か。1日をどのように過ごしているのかということとは、一人ひとりが行うさまざまな活動に対していつ、どれくらいの時間が割り当てられているかを意味する。これが意味するところは多岐にわたる。第1に、タイム・ユースを構成する各活動に1日全体でどれくらいの時間がかかっているかである。第2に、それぞれの活動が1日のなかでいつ、何回生じるのかである。1日1度、ある時間帯のみであることもあれば、異なる時間帯に複数回生じることもある。第3に、それぞれのタイミングでその活動にどれくらいの時間がかかっているかという側面である。

それぞれの活動が生じるタイミングと時間が分かることで、生活時間の全体像が描けるといえるが、どこまで詳細な把握が必要なのかは目的による。1日全体での活動時間の長さが分かればよいのであれば、上記の第1の側面に沿って、関心のある活動について1日あたりに行う時間を調べればよい。質問票調査の形式であれば、質問のレイアウトは複雑にならず、回答負担もそれほど大きくならない。

しかし、活動が生じるタイミングを考慮しないことで見えなくなる生活状況は明らかに存在する。たとえば、昼食の時間が10分である場合について考えてみよう。日中の食事を単純に重視していないという純粋な選好ゆえの時間配分かもしれないが、食事前後の活動いかんではそのように考えることも難しくなる。午後の業務や家事が詰まっているなど、前後の活動の制

約を受けた結果、10分という食事時間となっていると可能性もある。前後の状況が分かることで、その活動がどのようなコンテキストで生じたものなのかをより深く理解できる。

したがって、ある活動をいつ、どれくらいの時間行うのかがその前後の状況に依存する可能性を考慮して生活時間を把握しようとする、1日あたりの活動の合計時間を調べるだけでは不十分だということになる。生活時間は、相互依存しながら時間軸上に並ぶさまざまな活動の配列だとみなすこともでき、その背後では一人ひとりに割り当てられる各種の役割や社会全体の環境が作用していると想定できるのである。このような問題意識に沿って生活時間を定量的に把握しようとする、本稿でとりあげる『社会生活基本調査』（以下、「社会調」）のように時間帯ごとの活動状況をとらえる調査が不可欠となる¹⁾。

2 労働時間と余暇時間

労働統計としての「社会調」（あるいは生活時間調査一般）の強みを考えると、労働以外の時間配分の構成が詳細に分かることが挙げられよう。経済学的には（賃金）労働と余暇は代替的、あるいは補完的な関係にある（Becker 1965）。時間当たりの賃金が高ければ余暇時間を削ってでも労働時間に充てる誘因がある一方、所得が十分に高ければ余暇時間の相対的な価値が高まると考えることもできる。このような枠組みは、ワーク・ライフ・バランスを考えるうえでの基本的な視座を提供している。

他方で、労働以外の時間について豊富な情報を有する「社会調」は、社会学的研究にも大きな恩恵をもたらす。経済学との差異をあえて強調すれば、社会学の視座では「予算」としての時間を労働や余暇に振り分ける選択問題としての生活時間像を必ずしも想定しない。それは、いつ、どれだけ労働に時間をかけるのかを個人の選択に帰することができないことも多いためである。労働者であればたいい従業時間についての

ルールが存在し、いつ、どれだけ労働に時間をかけるのかが決まっている。また、労働時間は職場内外でのインフォーマルな要因にも依存する。その代表が性別役割分業であり、生活時間のジェンダー化は一貫して重要な論点の1つであり続けている (Cornwell, Gershuny and Sullivan 2019)。自由時間としての余暇時間は、これら組織化された労働時間に従属する形で配置せざるをえない。

余暇時間は、身体的、精神的疲労からの回復の機会を通じて労働時間の質を高めることに寄与することが期待されている。それだけでなく、社会参加活動、芸術などの作品の制作・発表や、スポーツや演劇のパフォーマンスなど、社会全体の文化的な活力や多様性を高める活動に多くの人が参加するためには余暇時間が不可欠である²⁾。

しかし、余暇時間がこれらの目的を十分に達せられるか否かは、上述の余暇時間の自由度や余暇の嗜好に関する社会階層性に依存する。時間集約的な活動が可能な余暇時間の長さがなければ、そのような活動をする可能性にすら想像が及ばないかもしれない。また、十分な余暇時間があっても、何をしたいのかが人々のあいだで同質的だとは限らない。「社会調」などの生活時間調査は、このような問題意識にも応えられるのである。

3 『社会生活基本調査』の基本枠組み

『社会生活基本調査』は総務省統計局³⁾が1976年(昭和51年)から5年ごとに実施する基幹統計調査⁴⁾である。「社会調」は、「1日の生活時間の配分と過去1年間の余暇活動の観点から、国民の社会生活の実態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的」としている(総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室 2021:23)。調査対象は選定された世帯に居住する10歳以上の世帯員(平成3年以前は15歳以上)であり、対象世帯は層化2段抽出法により選ばれている⁵⁾。社会調査のなかには個人が最終的な抽出単位(Tertiary Sampling Unit=TSU)であるものが多いが、「社会調」のTSUが世帯である点は、実際に個票データ(調査票情報)を分析する際に留意すべき点の1つである。

実査は、調査実施年の10月に行われている。調査員が対象世帯に調査票を配布し、一定期間を置いて回収するという留め置き法が原則であったが、2011年調査から後述の調査票BでPCからのオンライン回答が可能となり、2016年調査からは調査票Aでも可能となった。さらに、2021年調査ではPCに加えてス

マートフォン、タブレットからの回答も可能となった(総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室 2021:24)。

「社会調」では、標本調査区が無作為にいくつかのグループに分けられる。各グループには指定された期間から連続する2日間が割り当てられ、それぞれの日について0時から24時まで15分刻み(1440分÷15分刻み=96の時間区分)で行動を記録するという生活時間の質問形式をとっている。

この質問について、「社会調」には調査票A、Bの2種類がある。前者では予め準備された行動区分のセットがあり、ある時間区分での主な行動で該当するものがあれば線を引くという回答形式となっている(プリコード方式)。後者では、各時間区分で主に何をしていたか、さらに同時にしていた行動があればあわせて回答する形式をとっている(アフターコード方式)。調査票Aでは主行動しか把握できないのに対し、調査票Bでは同時行動も把握できる点、またアフターコード方式では実際に記入された内容が事後的に分類されるため、プリコード方式よりも詳細な行動区分が可能となる。他方、調査票Bの回答負担が大きいことは想像に難くなく、サンプルサイズは調査票Aのほうが多い。また、1年間での余暇活動の頻度に関する質問は調査票Aのみで尋ねられている。

2021年調査では、スマートフォン・パソコンなどの使用が生活時間質問に組み込まれたことが注目すべき点の1つであろう。2016年の調査票Aでも類似の質問は存在していたが、15分刻みの生活時間質問とバラレルな形ではなかった(別の質問で3時間刻み)。2016年の調査票Bではすでに生活時間質問のなかに組み込まれていたが、2021年調査ではスマートフォンとパソコンの使用を別個に尋ねる形式に変更があった。デジタル化と生活時間の関係は国際的に注目を集める研究テーマであり(Cornwell, Gershuny and Sullivan 2019)、「社会調」を用いた国際的な研究成果の日本からの発信が期待できる。

生活時間に関する質問のほか、教育、雇用形態、職業、配偶状態や収入など、社会経済的状況の把握に必要な情報も「社会調」では尋ねられている。これらに加え、2021年調査では「慢性的な病気や長期的な健康問題」「日常生活への支障の程度」についての質問が設けられている。これらは「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日)における、障がいを持つ人々に関する統計の整備の必要性に関する言及を受けたものであり、欧州統計局のガイドラインを参考にした質問設計がなされている。

4 『社会生活基本調査』の個票データの分析

これまでみたように、「社会調」では、生活時間という視点から労働、余暇、両者の相互依存性などに迫ることができる。政府統計の総合窓口（e-Stat）で公表されている統計表でもかなり詳細な情報が利用できるが、個票データの提供を受けることでさらに自由度の高い分析が可能となる⁶⁾。一方、いくつかの留意点もある。

「社会調」に限らないが、TSUが世帯であり、そのなかに各構成員の回答がネストする構造のデータでは、別の世帯員の情報を独立変数、あるいは従属変数として用いる際に事前の準備が必要である。「社会調」では、世帯主との続き柄から本人と配偶者、親と子などをペアにすることで、家事分担の分析や親の社会的地位と子どもの学習時間の関連の分析が可能となる。しかし、世帯に「子」と「子の配偶者」が複数いる場合など、いずれのケース同士をペアにすべきか判断に悩む場面もある。

また、「社会調」で生活時間の分析を行う場合、標本調査区により回答曜日が異なることにも留意すべきである。関心のある活動が平日と週末のいずれで頻繁に生じやすいのかによって、タイム・ユースの見え方が大きく異なることがありうる。関連して、個票データ上は一人につき2日間のレコードが記録されている（ケースの単位が個人ではなくある1日である）ことにも留意が必要である。

以上の留意点は、「社会調」の個票データの扱いに慣れないうちは難しく感じられるかもしれないが、これらをふまえて適切に処理を施すことで多くの示唆的な知見を得ることができる。以下では、労働時間の分析に限らず、「社会調」ならではの研究例を紹介したい。

ブリコード方式の調査票Aの個票データは、サンプルサイズの大きさが魅力的である。これにより、労働時間や余暇時間の長さの測定誤差をできるだけ小さくでき、また一般的な社会調査では取り出すことが難しいレアな集団について分析することも可能となる。前者のメリットを活かした重要な成果の1つは山本・黒田（2014）による労働時間の研究である。複数回の「社会調」の個票データをマージし、人口学的属性の構成を調整したうえで労働時間の趨勢を検討している。また、レアな集団の析出という観点では、玄田（2013）による孤立無業者（SNEP）の研究は、「社会調」の強みが遺憾なく発揮されたものである。「社会調」の生活時間の質問では、主行動のほかに当該時間

帯と一緒にいる人も尋ねている。この情報から、ふだんずっと一人か、家族以外に一緒にいる人がいない状況が孤立であると定義されている。孤立無業者の人口推計やその生活時間状況に議論が展開できるのは、「社会調」A票データならではといえる。

これらの研究が時間の総量に主に注目するのに対し、社会学的研究では生活時間を構成する活動の系列により大きな関心を置くことがある。先述の通り、注目する活動がある時間帯に一定の長さで生じるのは、その前後の状況に依存するという発想があるためである。そのような問題意識から、平成23年のA票データを用いて12の労働時間類型を析出し、社会経済的屬性との関連を検討した研究がある（香川2019）。また、同じデータを用いて週末の余暇時間類型を析出し、家族役割や社会階層的要因との関連を検討したのもある（石田2019）。

「社会調」のA票データの強みの1つが大きなサンプルサイズであるのに対し、B票データは同時行動やより詳細な区分の行動が把握可能である点に優位性がある。前者に着目した興味深い研究として、育児時間に主行動、同時行動の両方からアプローチして「拡大育児時間」の推計を試みたものがある（水野谷2017）。育児のジェンダー不平等の大きさが改めて確認される一方、主行動に隠れた男性の育児の姿が明らかにできるのはB票データの強みである。また、小中学生の学校外学習、余暇の時間を分析した研究では、テレビ視聴を中心とする「享乐的余暇時間」の階層差が2001年から2006年にかけてより顕在化したことが報告されている（胡中2019）。

5 『社会生活基本調査』への期待

一般的な社会調査データと比べ、『社会生活基本調査』の個票データの構造はやや複雑である。しかし、それだけ豊富な情報を含んでいるということでもあり、生活時間という切り口から労働、あるいはそれ以外のさまざまな活動状況の特徴を明らかにすることができる。

2021年（令和3年）の「社会調」では、すでに述べた通りデジタル化や健康、障がいといった側面から人々の生活時間のありようを新たに検討できるようになる。また、図らずも2020年以降のコロナ禍によってわれわれがこれまで自明視してきた生活様式を、根本的に見直すきっかけも生じている。統計調査における「社会調」の役割は今後も大きくなるであろうし、多くの重要な研究が「社会調」の結果から生まれてゆくだろう。

謝辞 本稿はJSPS科研費の成果の1つである(JP21K18450)。また、本稿の執筆にあたり、総務省統計局労働力人口統計室の谷道正太郎氏より有益なコメントを受けたことに、記して感謝申し上げます。無論、本稿におけるすべての誤りは筆者に帰されるべきものである。

- 1) このほかには、NHK放送文化研究所が実施している「国民生活時間調査」などがある。詳しくは、同研究所のウェブサイト (<https://www.nhk.or.jp/bunken/yoron-jikan/>) などを参照されたい。
- 2) この点については、デジタル化と余暇に関する議論が試みられている(加藤ほか2021:第5章)。
- 3) 1976年、1981年は総理府統計局、1986年から1996年までは総務庁統計局、2001年からは総務省統計局。
- 4) 平成19年に全部改正された現行の統計法のもとの位置づけ。昭和22年法(旧統計法)では指定統計調査に区分されていた。
- 5) 1976年調査の抽出単位は、市区町村(第1次)、『国勢調査』の調査区(第2次)、世帯(第3次)となっている。「社会生活基本調査の変遷」に詳しいので参照されたい(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/hensen.pdf>, 2022年1月28日閲覧)。
- 6) 統計センターによる匿名データ提供、調査票情報のオンサイト利用、あるいは統計法第33条第1項第2号にもとづく調査票情報の二次利用申請により個票データが利用できるが、それぞれにおける所定の手続き、ルールの厳守が求められる。また、個票データが固定長形式で提供される場合、ただちに汎用的な統計解析ソフトウェアで分析ができるわけではない。詳細は伊藤ほか(2018)の説明に譲るが、データレイアウトや符号表から、どのカラムにどの情報が入力されているのかを十分に理解して個票データを用いる必要がある。

参考文献

石田賢示(2019)「余暇時間の構造とその階層差——平成23年

社会生活基本調査を用いた実証分析」『社会科学研究』第70巻、第1号、pp.73-95。

伊藤伸介・石田賢示・藤原翔・三輪哲(2018)「社会データ分析の新时代——公的統計データの社会学研究への利活用」『理論と方法』32巻、2号、pp.321-336。

香川めい(2019)「労働時間シフトとワーク・ライフ・バランス——「社会生活基本調査」を用いた類型化の試み」『社会科学研究』第70巻、第1号、pp.97-113。

加藤晋・伊藤亞聖・石田賢示・飯田高(2021)『デジタル化時代の「人間の条件」——ディストピアをいかに回避するか?』筑摩書房。

玄田有史(2013)『孤立無業(SNEP)』日本経済新聞出版社。

胡中孟徳(2019)「学校完全5日制による土曜日の生活時間の変化」『教育社会学研究』第104集、pp.259-278。

水野谷武志(2017)「乳幼児を持つ夫妻の「拡大育児時間」の推計」『統計学』第112号、pp.1-14。

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室(2021)「令和3年社会生活基本調査の概要」『統計』第72巻、8号、pp.23-28。

山本勲・黒田祥子(2014)『労働時間の経済分析——超高齢社会の働き方を展望する』日本経済新聞出版社。

Becker, Gary S. (1965) "A Theory of the Allocation of Time," *Economic Journal*, Vol. 75, No. 299, pp. 493-517.

Cornwell, Benjamin, Jonathan Gershuny and Oriel Sullivan (2019) "The Social Structure of Time: Emerging Trends and New Directions," *Annual Review of Sociology*, Vol. 45, pp. 301-320.

いしだ・けんじ 東京大学社会科学研究所准教授。最近の主な論文に「日本における高校在学継続の国籍グループ間格差——2010年国勢調査の個票データを用いた実証研究」『理論と方法』第35巻2号、pp.214-227(2020年)。社会階層論・経済社会学専攻。